

7 水管第 1595 号
令和 7 年 9 月 19 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第 485 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉 進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 （略） 第五 するめいか 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 25,800トン 二・三 （略） 第六～第八 （略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 （略） 第五 するめいか 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 19,200トン 二・三 （略） 第六～第八 （略）

特定水産資源（するめいか）に関する 令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更について

令和 7 年 9 月
水 産 庁

本特定水産資源は、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群に分けて資源評価が行われている。管理においては、両系群の産卵場のかなりの部分が重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、系群別に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として行うこととしている。

今般、資源管理基本方針「別紙 2-12 するめいか」に基づき、冬季発生系群について、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、令和 7 管理年度の資源量の算出に用いられた令和 7 管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TAC を下記のとおり変更し、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

変更後	25,800 トン
変更前	19,200 トン

1 「良好な加入」が発生していると判断する場合の TAC の変更

- ・ 資源管理基本方針別紙 2-12 において、農林水産大臣は、「最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに TAC の変更に係る手続きを行う」こととされている（資源管理基本方針別紙 2-12 第 4 の 4 の (1) のただし書き）。
- ・ 上記の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れることとされている（資源管理基本方針別紙 2-12 第 4 の 4 の (2)）。

参考：資源管理基本方針別紙 2-12（するめいか）（抄）

第 4 漁獲シナリオ

1 ～ 3（略）

4 漁獲可能量の算定方法

- (1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和 7 年（2025 年）から令和 9 年（2027 年）ま

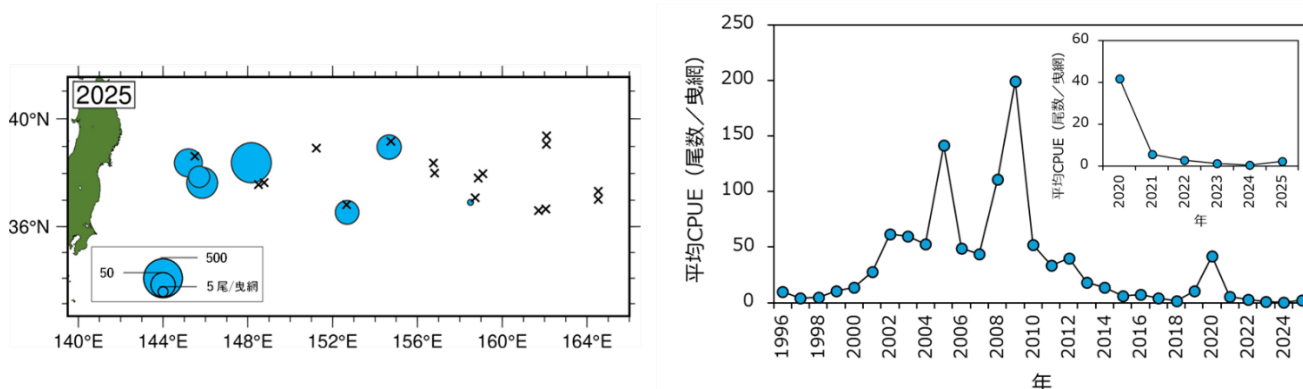
では、次の①及び②に掲げる値の合計値に 0.6 を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。(略)

(2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

2-1 最新の資源調査の結果

(1) 表層トロールによる移行域幼稚魚調査 (2025 年 5～6 月)

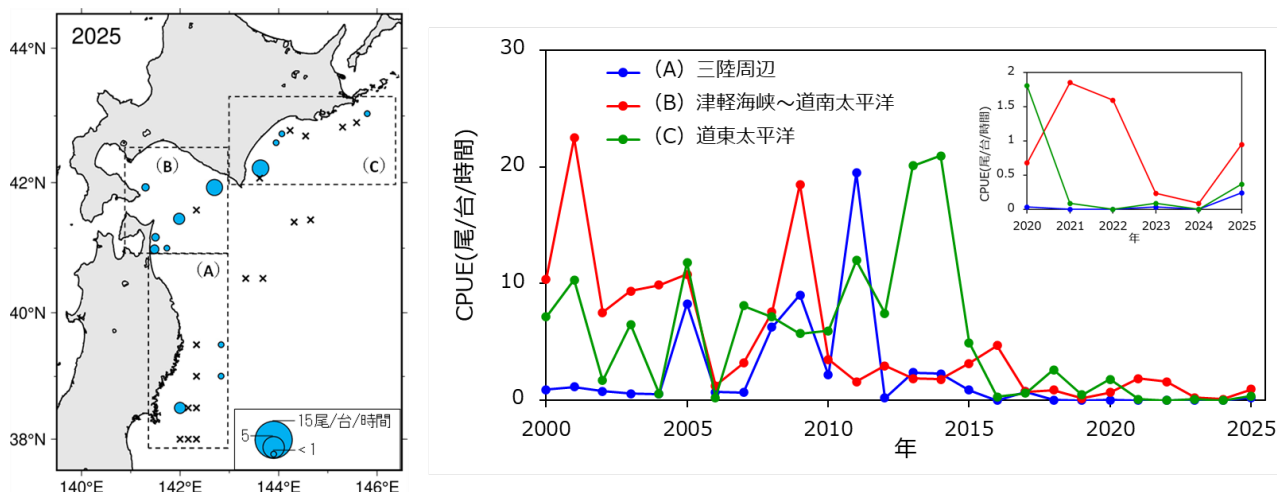
平均 C P U E (単位努力量あたりの採捕尾数) は前年を上回ったが、近年 5 年平均は下回った。



図表：水産機構作成

(2) 三陸～道東域におけるいか釣り調査 (2025 年 8～9 月)

全体の平均 C P U E は前年及び近年 5 年平均を上回った。



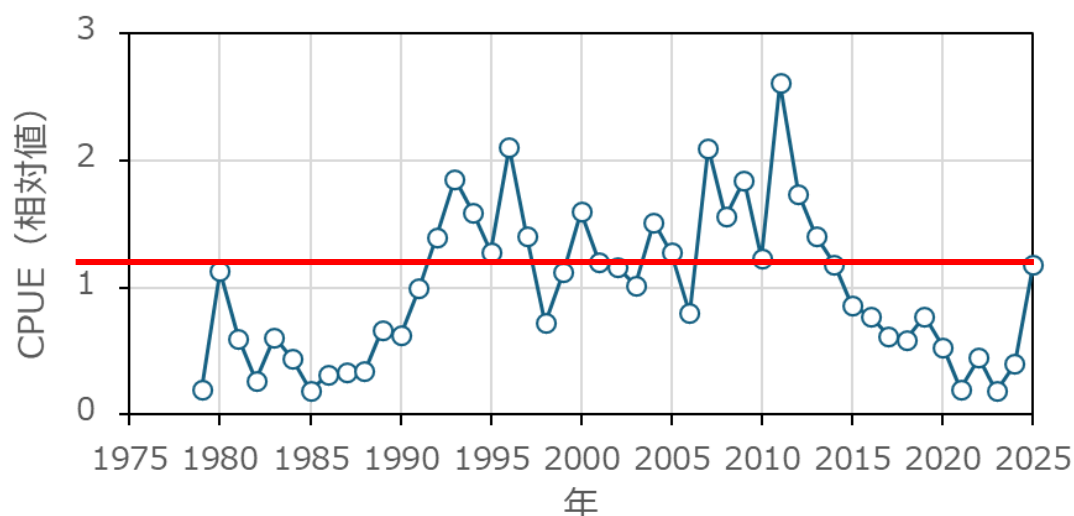
図表：水産機構作成

2-2 漁獲状況

(1) 小型するめいか釣り漁業のCPUE（冬季発生系群）

- ① 宮城県から北海道太平洋主要港における小型するめいか釣り漁業（以下「小イカ」という。）の7月～12月の標準化CPUEは、冬季発生系群の加入量を算出するための指標値として用いられている。
- ② 水産機構から提示された八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の地区合計の小イカの7・8月のCPUEは、「1980年、1999年、2001年、2002年、2010年及び2014年」と同水準。なお、7・8月のCPUEと盛漁期（10月）を含めた7月～12月のCPUEとの間には強い相関が見られた。

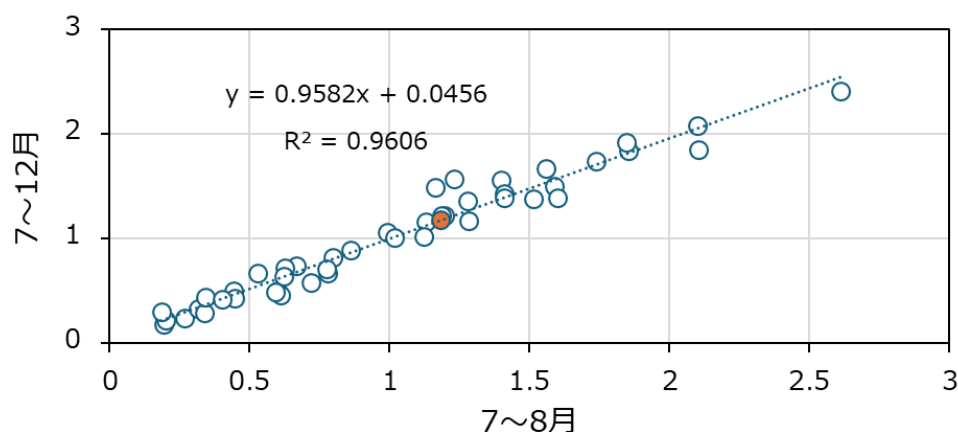
<八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の地区合計の小イカの7・8月のCPUEの年推移>



図表：水産機構作成

<相関関係>

地区合計の小イカCPUE



図表：水産機構提供データを基に水産庁で作成（1979～2024年が対象。赤点は2025年7～8月のCPUEによる推定値。）

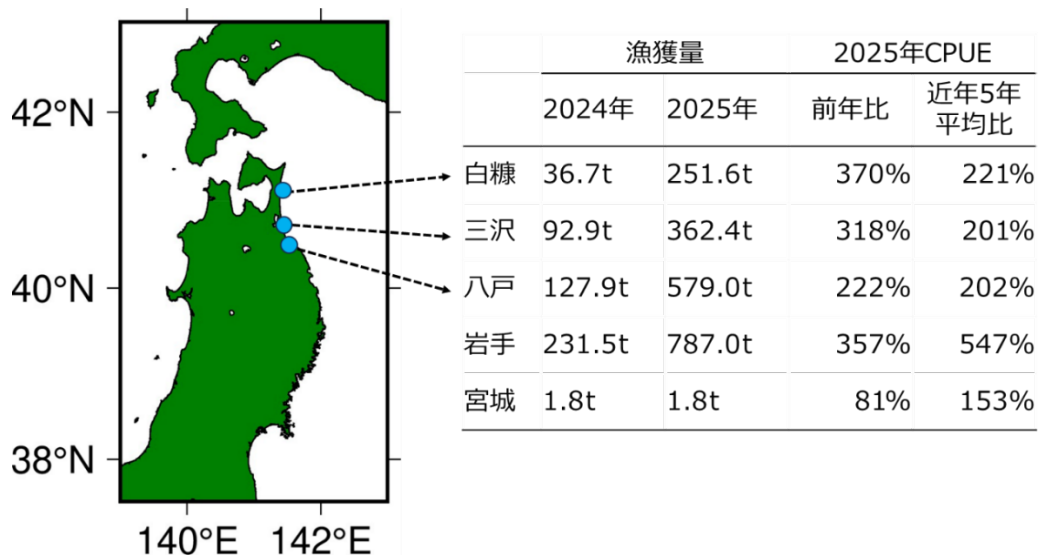
- ③ 標準化CPUEが、本年7・8月の八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の地区合計の小イカのCPUEと同水準であった「1980年、1999年、2001年、2002年、2010年及び2014年」の加入量は、下表のとおり。

	1980年	1999年	2001年	2002年	2010年	2014年	平均
加入量 (万トン)	65.4	49.3	87.5	70.8	75.1	70.0	69.7

参考：令和7管理年度の冬季発生系群ABCの算出に用いられた予測加入量の平均値は15.0万トン。

(2) 青森県白糠～宮城における7～8月の小イカの漁獲状況（冬季発生系群）

岩手の漁獲量が最も多く、前年・近年5年平均と比べたCPUEの増加率も大きい。



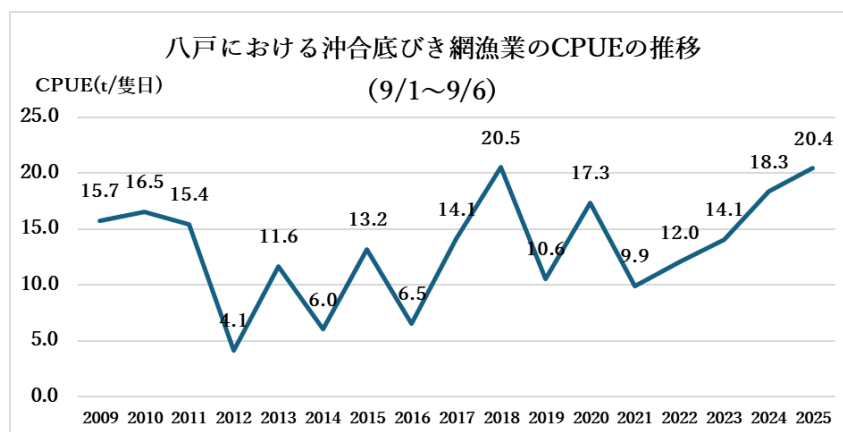
図表：水産機構作成

(3) その他大臣管理区分の漁獲状況（冬季発生系群）

沖合底びき網漁業や大臣許可いか釣り漁業から提供されたデータを水産庁で分析したところ、本年のCPUEは近年見られない高水準となっている。

① 沖合底びき網漁業

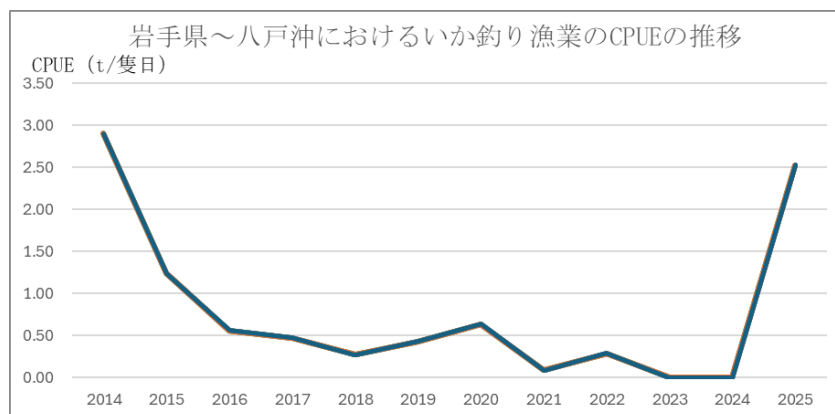
最も漁獲量が多い八戸地区の実績は下図のとおり。2025年は非常に高水準。



図表：水産庁作成

②大臣許可いか釣り漁業

下図のとおり、近年は八戸沖で漁獲がない状態であったが、本年は非常に高いCPU Eでの漁獲が続いている。



図表：水産庁作成

(4) 令和7管理年度の漁獲の状況

9月11日時点の漁獲量及び配分量の消化状況は下表のとおり。特に2020年頃以降、沖合底びき網漁業以外の漁業では、するめいかの漁獲は極めて低調であったが、今漁期においてはどの漁業でも近年にはない漁獲の積み上がりが見られ、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型するめいか釣り漁業及び北海道は国の留保からの追加配分を受けている状況。

	漁獲量	消化率
沖合底びき網漁業	3,407 トン	66%
大中型まき網漁業	532 トン	59%
大臣許可いか釣り漁業	395 トン	17%
小型するめいか釣り漁業	2,273 トン	65%
北海道	1,174 トン	62%
富山県	143 トン	20%
全体	10,695 トン	56%

2-3 水産機構からの助言（9月4日付水産庁依頼に対する回答）

スルメイカ冬季発生系群の資源量推定に用いる小型いか釣り（小イカ）の漁況について、7～8月の太平洋三陸域（八戸、岩手主要港、宮城主要港）のCPUEを検討した結果、以下のとおりである。

1. 地区合計のCPUE（ノミナル値）は、前年及び直近5年間の水準を上回った。
2. 2025年のCPUE（相対値※）は1.18となり、資源量低迷直前の2014年と同程度であった。

※ 平均が1となるように、各年のCPUEを相対化

【留意事項】

- ・本検討は漁期序盤（7～8月）に限られており、道東・太平洋域の盛漁期（9～10月）を含んでいない。
- ・対象地域も三陸域に限定されており、青森県他地区及び道東域は含まれていない（手元集計値によると、7月以降現在までの道東域での漁獲量は、三陸域ほど近年に比べて大きく伸びてはいない）。

以上を踏まえ、2025年の三陸域における小イカCPUEは、2015年以降の資源低迷前の水準にあると評価される。ただし、限定された期間及び地域の情報に基づく結果であることに留意すべきである。

2014年頃には三陸から道東にかけて広域で好漁が確認され、沿岸域の群に加え沖合から来遊する群の豊度も高かった。これに対し、水産機構が実施した本年5～6月の漁期前調査では、沖合域に分布する群は少なく、調査CPUEも近年の水準を上回らなかった。また、8～9月の三陸～道東域におけるいか釣り調査においても、CPUEは近年の水準を顕著に上回るものではなかった。

以上の情報を総合すると、冬季発生系群の2025年の加入については、小イカCPUEの不確実性及びこれまでの調査結果を踏まえ、2014年と同程度とは現時点で評価できないものの、直近5年間の中では高水準にある可能性が高いとみなすのが妥当である。

今後追加すべき情報

- ・北海道における小イカCPUE
- ・三陸域における沖底の漁況

3 「良好な加入」の発生の判断と変更後のTAC

(1) 冬季発生系群の令和7管理年度の予測加入量の平均値は、近年の低加入が継続すると
の仮定の下、15.0万トンとされている。最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な
水産機構の助言等を踏まえ、当該予測値よりも良好な加入が発生していると判断する。

(2) 八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の地区合計の小イカの本年7・8月のCPU Eは、
「1980年、1999年、2001年、2002年、2010年及び2014年」と同水準であった。これ
らの年の加入量は、平均で約70万トン、最も少量であった1999年においても49.3万
トンであり、昨年のステークホルダー会合での議論において、水産機構から示された試算
結果のシナリオ3における加入量の予測値(42.1万トン)を超えている。

＜水産機構から示された試算結果に基づく加入量の予測値及びABC＞

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	参考：令和7管理年度のA BCとその算出に用いられた 予測加入量の平均値
加入量の予測値 (万トン)	20.8	34.0	42.1	15.0
ABC (万トン)	0.8	1.4	1.7	0.6

※シナリオ1：通常の再生産関係による加入があった場合

※シナリオ2：低い加入の年代において、加入が明確に高かった1980、1983、1989年漁期の平均程度の
加入の上振れがあった場合

※シナリオ3：通常の再生産関係式の90%信頼区間の上限に相当する高加入があった場合

※ABCは、現行の漁獲シナリオ（漁獲圧力の調整係数(β)は0.5)により算出

(3) このことから、変更後のTACは、水産機構から示された試算結果のシナリオ3の加
入量(42.1万トン)を前提に、漁獲シナリオで採用されている $\beta=0.5$ により算出した
冬季発生系群のABC(1.7万トン)に基づき、25,800トン(6,600トン増)とする。

(4) 冬季発生系群については、資源再建計画に基づき、限界管理基準値(14.5万トン)を
暫定管理基準値とし、令和16年(2034年)に50%以上の確率で当該基準値を上回る漁
獲シナリオ($\beta=0.5$)を採用している。

上記(3)のTAC変更については、

- ① 本年7・8月の小イカのCPU Eから示唆される加入量(49.3~87.5万トン)
よりも控え目(48.1~85.4%)な加入量の予測値(42.1万トン)を根拠として算
出したABCを基にしていること、
- ② TACを定める際の想定よりも良好な加入が発生していることを前提としつつ
も、資源再建計画に基づいて採用している漁獲圧力の調整係数(β)を変更するも
のではないこと、

から、資源の着実な回復を妨げるものではないと考えられる。

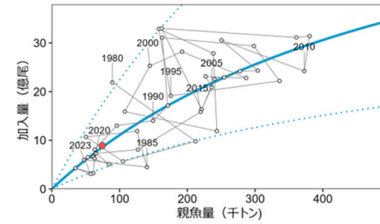
(以 上)

ステークホルダー会合での議論において、水産機構から示された試算結果（2の1）

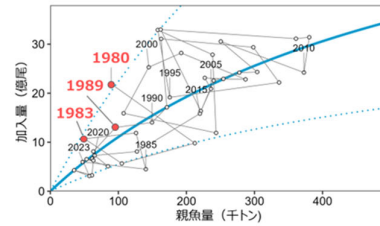
4. 高い加入が発生する可能性を想定したTAC設定に関する試算結果 各シナリオについて



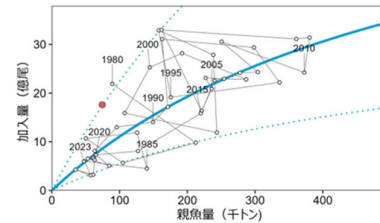
シナリオ1：通常の再生産関係による加入があった場合



シナリオ2：1980、1983、1989年漁期の平均程度の加入の上振れがあった場合



シナリオ3：通常の再生産関係式の90%信頼区間の上限値に相当する高加入があった場合



出典：第5回資源管理方針に関する検討会（するめいか全系群）資料3－1スライド18枚目

ステークホルダー会合での議論において、水産機構から示された試算結果（2の2）

4. 高い加入が発生する可能性を想定したTAC設定に関する試算結果 試算結果



β	2025年漁期の算定漁獲量（万トン）			
	ベースケース*	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3
0.50	0.6	0.8	1.4	1.7
0.45	0.6	0.7	1.2	1.5
0.40	0.5	0.7	1.1	1.4
0.35	0.4	0.6	1.0	1.2
0.30	0.4	0.5	0.8	1.0
0.25	0.3	0.4	0.7	0.9
0.20	0.3	0.3	0.6	0.7
0.15	0.2	0.3	0.4	0.5
0.10	0.1	0.2	0.3	0.3
0.05	0.1	0.1	0.1	0.2
0.00	0.0	0.0	0.0	0.0

*16枚目に示した将来予測結果（近年の低加入を反映）

出典：第5回資源管理方針に関する検討会（するめいか全系群）資料3－1スライド19枚目

※赤枠は、当時の資料に水産庁が追加（採用された β は0.5であることを示すもの）